

法政策研究所年報第13号発刊の辞

白鷗大学法政策研究所は、本学法学部における法学、政治学、政策学その他の学問研究の向上と活性化を図るとともに、学内における共同研究の促進及び学外との研究交流・地域貢献を通じて本学における教育・研究の発展に寄与することを目的として、2000（平成12）年4月に設立されました。

本研究所年報では、当該年度において実施した事業・活動の成果を紹介するとともに、研究者の投稿論文を掲載して研究発表の機会としております。本研究所年報を通じて、より多くの方に、本学法学部における研究・教育活動の一端をお知りいただければ幸甚に存じます。

本号におきましては、裁判員制度及び検察審査会強制起訴制度の施行10周年を機に開催しました国際シンポジウム、制定以来の大改正となりました債権法改正や近年相次いだ相続法改正に関する「改正民法セミナー」を中心に、本年度に研究所が主催、後援又は助成したシンポジウム、研究活動、教育事業の成果、過日出版された法政策研究所叢書の概要などを掲載しております。本号が研究所の目的達成に寄与するものとなれば幸いです。

本研究所は、本年4月をもって設立満20年となります。これまでの活動を振り返るとともに今後を展望するよい機会とし、一層の教育・研究への貢献と地域との協働を目指して活動してまいります。関係各位におかれては、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本号の発刊に当たりご協力をいただいた執筆者をはじめとする関係各位に深く感謝いたします。

2020年3月

白鷗大学法政策研究所

所長 栗田 誠